

香教組女性部・青年部が県教委交渉 セクハラ・パワハラ・モラハラ防止の啓発資料作成中

香川教育

発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
(組合員の購読料は組合費に含む)

香教組ホームページ
http://www.niji.or.jp/home/kakyoso/homepage

**香教組署名・カンパへの協力
をお願いします。**

香教組女性部・青年部は1月11日に専門部としての要求をもとに県教委交渉を行いました。女性部は「少人数学級制度の拡大」「別居している兄弟姉妹も短期介護休暇の対象とすること」「パワハラ防止ガイドラインの作成」などを、青年部は「初任者研修制度の改善」「採用試験制度の改善」など現場の教職員の声を届けて交渉しました。

女性部

少人数学級拡大を

香教組

小1、2の35人以下学級が実現し、学習面、トラブルの対応などで効果があつた。35人以下学級を拡大してほしい。

県教委

小2の35人以下学級に加え、低学年対応、発達障害等対応、生徒指導対応として教員を配置し、きめ細やかな指導ができるようにしている。

授業できる教員の配置を

香教組

おもろしやけがの対応などで支援員がいて助かっている。担任が出張で留守になるときや発達障害の子どものパニックやトラブルを起こしたとき、別の部屋で学習する必要があるときに支援員では授業をすることができない。教員免許をもった人を配置してほしい。

県教委

できるだけ学校を支えていくよう加配



交渉する女性部・青年部

兄弟の介護も

香教組

年を取ると頼るのは兄弟姉妹。障害を持つ兄弟姉妹がいると持病を持つことが多く、定期通院が必要である。同居していても、介護休暇の対象にしてほしい。

県教委

実情を踏まえた上で考えていきたい。パワハラ防止ガイドラインを早期に作成すること。

パワハラ防止

香教組

パワハラ、セクハラ等の未然防止を図るとともに、ハラスメントのない快適な職場づくりのための啓発資料を作成中である。

香教組

啓発資料は、いつできるのか。パワハラ、セクハラ、モラハラをセツトにして、対策、Q&A、裁判事例を載せている。事務ネットの掲示板に誰でも見られるようにする予定である。

県教委

人前で叱責、助言を与えない管理職がいる。精神疾患が多くなっている。後手後手にならないように、早くしてほしい。

香教組

自任年部部

辞令交付前

スタート研修

香教組

12月28日の募集、3月25日のスタート研修など辞令交付前に行うのはおかしいのではないかと。県外にいたり、仕事をしていたりしている人もいる。事故があつたら、どのように対応するのか。3月25日は日曜日だ。どうして日曜日にするのか。

県教委

日曜日の方が集まりやすい。スタート研修は円滑にスタートするために行っている。12月28日の募集は、配置先の希望を聞いています。

香教組

初任者研修が午後からになり、子ども

初任者研修の軽減について

初任者研修が午後からになり、子ども

と関わる時間が増えた。しかし、2年目にフォロー研修という別の研修が入った。初任者研修を5日間減らした影響か。また、半日の研修では、代わりの先生が来ないので、現場の先生でカバーしなければならぬ。大変だ。

県教委

午後には研修、事務所で開催するなど負担を軽減している。半日になった分、長期休業中に実施している。

香教組

22条講師は保険の面や給料が少なく、厳しすぎる。改善できないか。給与の引き上げは困難である。正規採用をできるだけ増やしている。

県教委

採用試験を受ける人数が減ってきているのではないかと。条件をよくしないといけないのではないかと。教育に対する思いをもてるようになってほしい。404人の22条講師が減るよう努力したい。

香教組

通常国会が始まった。人事院勧告どおり月例給を0.23%引き下げた上で、「国家公務員給与の臨時特例に関する法律案」により、国家公務員給与を平均で7.8%引き下げる。地方公務員、教員、独立行政法人職員などにも広げ、労働協約締結権は与えない。そして消費税を増税し、年金受給開始年齢を遅らせ、年金額を低くする。こんな無茶苦茶なことが行われようとしている。津波や放射能汚染で家族、家、故郷まで奪われた人々を救おうとせず、みんなから安心なくらし・幸せなくらしを奪おうとしている。原

無茶苦茶やな!

発をなぜやめないのか。お金が必要なきに、なぜ、米軍基地建設、ダム建設、戦闘機購入、政党助成金、大企業減税、TPP参加なのか、納得がいけない。千葉県の先生が言っていた。我々は仕方なく放射能に汚染された野菜を食べているが、子どもには食べさせたくない。がれき処理、放射能除染をスピーディーにやっしてほしい。大金持ち1%の人たちのために政治をするのではなく、99%の人のために政治をしてほしいとアメリカ、ヨーロッパが動いている。今こそ、怒っていいんではないか。

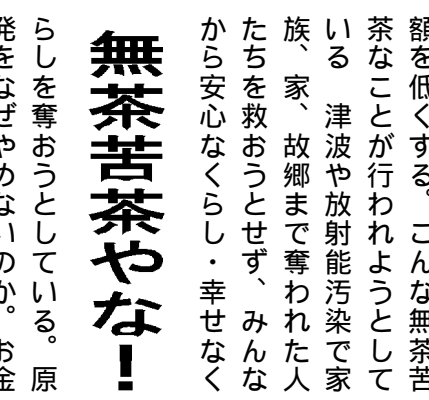
講師の待遇改善

22条講師は保険の面や給料が少なく、厳しすぎる。改善できないか。給与の引き上げは困難である。正規採用をできるだけ増やしている。

香教組

採用試験を受ける人数が減ってきているのではないかと。条件をよくしないといけないのではないかと。教育に対する思いをもてるようになってほしい。404人の22条講師が減るよう努力したい。

県教委



回答する県教委

小黑板

通常国会が始まった。人事院勧告どおり月例給を0.23%引き下げた上で、「国家公務員給与の臨時特例に関する法律案」により、国家公務員給与を平均で7.8%引き下げる。地方公務員、教員、独立行政法人職員などにも広げ、労働協約締結権は与えない。そして消費税を増税し、年金受給開始年齢を遅らせ、年金額を低くする。こんな無茶苦茶なことが行われようとしている。津波や放射能汚染で家族、家、故郷まで奪われた人々を救おうとせず、みんなから安心なくらし・幸せなくらしを奪おうとしている。原

県教委・県内すべての市町教委に対し

医師の面接指導についてのアンケート送付

アンケートの質問事項

1. 貴委員会管轄下の各学校には産業医を置いていますか？
2. 面接指導を行う医師を選任していますか？
3. 医師の報酬はどのようにしていますか？
4. 各学校の教職員が月ごとの残業時間を記録する記録簿を作っていますか？
5. 教育委員会として、残業時間を集計していますか？
6. 貴管内の教職員の提出率はどのくらいですか？
7. もし提出に際して、各学校からの意見などがありましたら、お聞かせください。
8. 08年以降、面接指導の希望はありましたか？件数をお答えください。
9. 面接を行った産業医または医師から、貴委員会宛もしくは学校宛に「指導助言」が行われた件数はありますか？
10. 医師の面接指導に関して、実際の運用や法的な整備などの面で、担当者としてご意見がありましたら、ぜひお聞かせください

二〇一一年三月、県教委より、勤務実態調査の結果が発表されました。小中学校ともに1日2時間近く残業（この中には、持ち帰り仕事、取れていない45分の休憩時間は含まれていません）があることが明らかになりました。県教委は、出張時間を半日に減らしたのもありましたが、現場での残業時間に変化が見られません。高校では行われている勤務時間の把握が小・中学校では行われていません。

厚生労働省は、二〇〇〇年、使用者が労働者の労働時間を適正に把握する責務があることを改めて明確にし、労働時間の適

香教組は、1月6日県教委と県内全ての市町教委に対し、医師の面接指導についてのアンケートを送付しました。

正な把握のために使用者が講ずべき措置を示した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」を策定し、併せて、今後、集団指導



A 2008年1月から昇給区分を下図のように5段階として実施しています。

55歳以上は、良好（標準）で2号給上がります。ただし、最高号俸2・149になると、それ以上は上がりません。昔は、枠外昇給というのがあって、上がっていましたが、今は枠外昇給はありません。最高号俸になっていないのなら、校長に理由を尋ねましょう。

昇給

Q 58歳の教員ですが、昨年まで2号ずつ昇給していたのが、今回1号しか上がっていませんでした。校長からは何も説明がありません。どういことでしょうか。

知っ得Q&A

監督指導等あらゆる機会を通じて本基準の周知を図り、その遵守のための適切な指導を行うこととしました。

使用者の責任において、労働時間の把握が行われなければならない

りません。そこで、県教委、市町教委に時間把握の実施状況、産業医の設置状況などについて調べるため、アンケートを送りました。1月末締め切りで1月27日現在の回答は5件です。

勤務時間の時間把握を使用者の責任で実施させ、超過勤務を産業医とともに労働安全衛生委員会で話し合い、超過勤務解消への第一歩となるようにしたいと思います。

教職員賠償責任共済

Q 特別支援学校に勤めています。リフトに乗せようとして、児童の車いすのシートを壊し、弁償しました。賠償責任共済に入っていますが、お金は出ますか？

A 教職員が教育活動中に起こった生徒の身体障害や器物破損についての責任が問われ、損害賠償金や応訴費用を教職員が負担しなければならなくなった場合、その費用を保障します。月額わずか150円で安心保障（ただし他の全教共済に入っていないと入れません）ぜひ、加入を検討してみてください。

	昇給区分	昇給号給数
上位区分	勤務成績が極めて良好である職員	A 8号給（55歳以上は、4号給）
	勤務成績が特に良好である職員	B 6号給（55歳以上は、3号給）
(標準)	勤務成績が良好である職員	C 4号給（55歳以上は、2号給）
下位区分	勤務成績がやや良好でない職員	D 2号給（55歳以上は、1号給）
	勤務成績が良好でない職員	E 0号給（55歳以上は、0号給）

臨時教職員のみなさんへ 学習会の案内

- 高松（香教組会館）
2/7（火）20（月）18:30～
- 三豊（三豊教育会館）
2/13（月）27（月）19:00～
- 丸亀（丸亀市民会館）
2/15（水）29（水）18:30～